

建設課の非常勤職員を募集します

和水町の管理する町道や河川の日常的な維持管理作業を行う非常勤職員を募集します。

●勤務条件

募 集 職 種	道路・河川維持管理作業員
募 集 人 数	作業員 2人
勤 務 内 容	町道および町河川の清掃、伐採、補修などの維持管理作業、道路・河川のパトロール
勤 務 期 間	採用日～平成29年3月31日
勤 務 時 間	午前8時30分～午後4時45分、週29時間以内、月16日程度
勤 務 地	和水町役場建設課および町内一円
報 酬	時給800円、月払い、通勤手当支給
保 険	社会保険、雇用保険加入
休 暇	土、日、祝日 年次有給休暇あり
そ の 他	要普通自動車免許（AT不可）

提 出 物	履歴書(自筆したもの、提出日から3ヵ月以内の写真添付) 運転免許証の写し
選 考 方 法	個人面接による選考。面接日時は申込者に文書で通知します。
締 切	随時受付を行います。面接により採用者が決まり次第募集を終了します。 土日の持参および電話による申し込みは受け付けておりません。
提 出 先	〒865-0192 和水町江田3886番地 和水町役場本庁 建設課 管理係

問い合わせ先 本庁 建設課 管理係 ☎0968・86・5726

「期日前・当日投票所の投票立会人」を募集します

和水町選挙管理委員会では、若い世代の人に政治や選挙に関心をもってもらうとともに、親しみやすい投票所づくりを目指して、期日前投票所・選挙当日の投票所の投票立会人を募集しています。

通年募集の登録制ですので、各種選挙が近づきましたら登録している人に、立会の可否・希望日などを確認します。

●投票立会人の業務

投票手続が適正に行われていることの確認や投票箱の送致の確認など、投票所での事務が公正に行われるように立ち会う仕事です。選挙制度等に関する詳しい知識は特に必要ありません。

●応募資格

- ①和水町の選挙人名簿に登録されており、選挙権を有する人
- ②特定の候補者の選挙運動や政治活動等を行っていない人

●応募方法

「選挙投票立会人登録申込書」に必要事項を記入の上、選挙管理委員会に提出（郵送可）してください。

●立会場所・報酬等

立会の種類	期日前投票所での立会い	選挙期日当日の各投票所での立会い
立 会 場 所	期日前投票所（本庁・総合支所）	選挙人名簿に登録されている投票所
立 会 日	期日前投票期間のうち、希望する日 （複数日を希望することができます。）	選挙日当日
立 会 時 間	投票時間午前8時30分～午後8時	投票時間午前7時～午後7時（予定） ※ただし、立会人1名は開票所への投票箱移送に同行していただきます。
報 酬	日額9,500円（規定の所得税を源泉徴収します。）	日額10,700円（規定の所得税を源泉徴収します。）
そ の 他	交通費は支給されません。 昼食は個人負担となります。	交通費は支給されません。 昼食は個人負担となります。

●その他

募集要領・登録申込書などは、町ホームページからダウンロードするか、本庁総務課または総合支所住民課で配付しています。

申し込み・問い合わせ先 和水町選挙管理委員会（本庁総務課内）☎0968・86・5720

医療機関での支払いが猶予されます

熊本地震により被災された人は、次の要件（①～⑤）のいずれかに当てはまる場合は、保険証や現金がなくても医療機関などを受診できます。

「要件」

- ① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をされた人
- ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負われた人
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である人
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された人
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

医療機関などの窓口で申告することで、窓口での支払いが一旦猶予されます。

※国保・後期高齢者医療に加入している人で、町が上記の要件に当てはまると認めた場合、猶予された窓口負担は免除されますので、後日お支払いする必要はありません。詳しくは、町ホームページをご覧ください。



問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723

～トマト類を栽培する農家の皆さんへ～

トマト黄化葉巻病の蔓延防止にご協力ください

トマト不作付け期間は、7月11日から8月14日です！！

近年、「トマト黄化葉巻病」というコナジラミ類を媒介とするトマトのウィルス病が発生しており、産地として深刻な問題となっています。

このトマト黄化葉巻病の撲滅を図るため、今年度も7月11日から8月14日までの期間をトマト不作付け期間としています。

栽培終了後は、コナジラミ類がハウス外へ飛散しないよう防除や蒸し込みを行い、コナジラミ類の密度を低減させたのち、後片付けを行うようお願いします。



病気を媒介するタバココナジラミ（体長約1mm）

～一般の家庭菜園を行う皆さんへ～

一般の家庭菜園でも、発病した株を放置しておくとなりに伝染していきます。発病株を見つけたら直ちに抜き取り、土中に埋めるか肥料袋などに入れ、密閉して処分していただくとともに、ウィルスを媒介するコナジラミ類の防除や場周辺を定期的に除草するなどの対策を行っていただきますようご協力をお願いします。

【トマト黄化葉巻病の特徴】（症状は下記写真参照）

生長点（新芽の付近）の葉が黄色くなり、上向きや下向きに巻き込みます。病気が進行すると、葉の小型化や頂部の節間が短くなるなど生育が抑えられるため、実が付かなくなります。

この病気は発生すると、治すことはできません。ウィルスが病原で、タバココナジラミという体長1mm弱の虫によりうつされます。タバココナジラミは、病気にかったトマトの汁液を吸うことによりウィルスをもち、他のトマトに移動して汁液を吸うことで病気を広げます。

このため、この病気にかったトマトは重大な伝染源となり、周りに病気を広げる恐れがあります。

なお、この病気にかったトマトを食べても人体に影響はありません。



トマト黄化葉巻病の症状
葉が黄化し、巻き込むような症状が表れる

問い合わせ先 総合支所 農林振興課 農業振興係 ☎0968・34・3111（内線721）
玉名地域緊急病害虫防除対策会議事務局
（玉名地域振興局農業普及・振興課 野菜産地づくり支援班）☎0968・74・2193